

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像

島根には、豊かな自然や優れた伝統、文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれており、家庭を持って子どもを育てていく上で、大きな魅力となるものです。

さらに、三世代同居や近居の割合が比較的高いなど、子育てしやすい環境が整っていることも魅力の一つとなっています。

島根で育った子どもは、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた文化や伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担います。

しかしながら、急速な少子化の進行により、このような地域の宝が失われつつあります。この宝を守り育てることは、今を生きる私たち県民全ての課題であり、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、仕事と子育ての両立の困難性、子どもをめぐる問題や犯罪の増加などを背景として、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

子どもたちに目を向けると、物質的には恵まれた環境の中にあるものの、子ども同士や地域の人々との触れ合い、豊かな自然、文化と親しむ機会が減少し、次代を担う世代の健やかな育ちが危惧されています。

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域の宝であり、島根の未来を担うかけがえのない存在です。

このため、「島根の未来を担うすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるとともに、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて心身ともに健やかでたくましく育つ社会」、「結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなえられる社会」、「保護者が自分らしい生き方をしつつ、子どもと向き合い、安心と誇りを持って生み育てることができる社会」、「日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じるができる社会」、「家庭・地域・企業・行政など社会の全ての構成員が生命の大切さや家庭の役割、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会」、すなわち、島根で育つ子どもたちの最善の利益が実現されるとともに、県民だれもが「子育てするなら島根」と感じられる社会の実現に向けて、社会のあらゆる力を結集して取り組みを進めます。

〈目指す社会像〉

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会
- ・「子育てするなら島根」と感じられる社会

2 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

- I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり
- II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現
- III すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
- IV 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本理念Ⅰ：子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有していることを前提としつつ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要があります。
- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 地域において、子どもの社会性を育み、子どもの社会参画を進めるため、保護者への啓発（大人としての役割や子どもへの関わり方）の取り組みを通じ、子どもの育ちを地域で支える取り組みを推進していく必要があります。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する必要があります。

このため、企業、NPO その他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子どもの育ちを支援する島根らしさを活かした地域づくりを進めます。

基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 青少年の職業観や勤労観を育み、その適性と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営むことで、社会を支える人として成長できる取り組みを行う必要があります。

このため、次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取り組みを進めます。

基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

- すべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、地域の状況に応じた教育・保育施設等の確保・充実を図る必要があります。
- 核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、子育てに係る費用の増大などによる子育てへの不安を解消するために、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 児童虐待から子どもを守るために、関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります。
- 家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、できる限り家庭的な養育環境で生活できることを目指し、里親制度の活用や施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。
- 障がいがある等、特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援を総合的に推進していく必要があります。

このため、児童の権利に関する条約^{※5}の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。

また、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

※5 児童の権利に関する条約…児童の権利について明文化し、児童の権利を尊重、確保する目的で1989年に国連において全会一致で採択された条約。日本は1990年に署名し1994年に批准した。この条約は、児童の生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように適切な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずることを内容としている。

基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

- 仕事と子育ての両立が困難な職場環境や固定的な性別役割分担意識の存在が少子化の大きな要因となっていることから、仕事と子育てが両立できる環境を整備する必要があります。
- 結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚対策の取り組みを充実させる必要があります。
- 安全・快適な妊娠・出産ができる環境づくり、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、母子保健や小児医療を充実させる必要があります。
- 安心して子育てできるよう、公共施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備などの環境づくりを進める必要があります。

このため、子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図ります。